

令和4年2月10日

まちづくり委員会資料

川崎市緑化指針の一部改正に伴う
パブリックコメントの実施結果について

建設緑政局

川崎市緑化指針の一部改正に関する パブリックコメントの実施結果について

1 概要

本市では、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、地域性を反映した個性的で付加価値の高い緑を保全・創出・育成するための具体的・技術的なガイドラインとして「川崎市緑化指針」（以下、「緑化指針」という。）を定め、全市的な緑の水準の向上を推進しています。

この度、都市公園移動等円滑化基準（バリアフリー基準）や環境配慮に関する内容の追記等を行い、より分かりやすい指導基準とするため、緑化指針の一部改正案を取りまとめましたので、市民の皆様から御意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。

その結果、4通（意見総数 13 件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	川崎市緑化指針の一部改正について
意見の募集期間	令和3年11月26日（金）～令和3年12月25日（土）
意見の提出方法	郵送、持参、ファックス、電子メール
意見の周知方法	ホームページ及び市政だよりへの掲載 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料閲覧コーナー、各区役所道路公園センター、建設緑政局緑政部みどりの協働推進課）
結果の公表方法	ホームページへの掲載 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料閲覧コーナー、各区役所道路公園センター、建設緑政局緑政部みどりの協働推進課）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	4通（13件）
電子メール	4通（13件）
FAX	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメントを実施した結果、今回改正を行う技術基準の内容に関するもののほか、今後の参考とする御意見が寄せられました。御意見を踏まえ、表現など一部加筆修正を行うとともに、所要の整備を行った上で、緑化指針の一部改正を行いました。

(1) 意見に対する市の考え方の区分説明

- A：意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
- B：意見の趣旨が案に沿ったものであり、意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後緑化指針全体の見直しの検討を進めていく際に、参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の意見であり、案の内容を説明するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見）

(2) 意見の件数と対応区分

項目	市の考え方区分					計
	A	B	C	D	E	
(1)技術基準の内容に関すること	1	1	0	1	0	3
(2)技術基準以外の内容に関すること	0	0	5	3	0	8
(3)その他の意見	0	0	0	0	2	2
合計	1	1	5	4	2	13

5 意見の概要と意見に対する本市の考え方

(1) 技術基準の内容に関すること

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	多様な緑化手法の適用条件について、適用できる例、できない例をイラストにより表現しているが、適用できない例を増やして欲しい。	いただいた御意見を踏まえ、多様な緑化手法として適用できない例のイラストを追加しました。	A
2	公園の排水については条例や都市計画法に関する手続で建築物などの計画建物と一緒に整備することが多いので、隣接の民地、公共用地からの流出についての記載はあるが、流入をさせない指導についても具体的に記載して頂きたい。	公園から隣地への溢水及び流水については、適切に排水設備等を設置するよう、 ＜公園協議編＞Ⅲ公園等の設計及び施工指針でお示ししております。	B
3	現在公園の緑地以外の過半はダスト舗装となっているが、施工するにあたって水勾配が0.5%の指導は施工精度が厳しすぎる。 遊具や、植栽周りに水溜が出来る可能性が多いため、1%程度としていただきたい。希望は2%としていただきたい。	ダスト舗装の勾配は0.5%程度とするよう指導を行っており、その点についての変更はございません。 なお、合成勾配の記述が不足しておりましたので、追記を行いました。	D

(2) 技術基準以外の内容に関すること

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	<p>地域性は植物側からみると、植栽される植物の系統、すなわち対立遺伝子の構成ということになるが、本指針にはそれが欠けている。特に、多摩丘陵においては、保全上重要な植物が多いので、川崎市の中で保全上重要な地域を定めて、その地域では植栽される植物の系統に配慮した植栽を行うことによって緑の水準を向上させて欲しい。</p>	<p>周辺地域の自然との連続性に配慮して緑化を進めることは、生物多様性の保全・向上に重要な要素であると考えております。</p> <p>今後、緑化指針全体の見直しの検討を進めていく際には、いただいた御意見を参考とさせていただきます。</p>	C
2	<p>川崎市緑化指針の一部改正にあたって遺伝子レベルの生物多様性保全にも配慮した記述として欲しい。</p> <p>遺伝子レベルでの生物多様性保全の取り組みは、まだ一部の自治体で検討され始めたばかりだが、川崎市の拠点緑地付近のような場所においては、とくに重要な取り組みといえる。是非とも川崎市においてこそ、先進的な生物多様性保全の取り組みを推進していただきたい。</p>		C
3	<p>生田緑地では「持ち出さない。持ち込まない」とのルールがある。</p> <p>生物多様性に考慮したルールだが、これを種子レベルで提案するなどの具体的な方針を立てて頂きたい。</p>		C
4	<p>緑化については、植栽した樹木を将来伐採するという視点の導入が必要である。竣功時に見栄えの良い植栽は、樹木の成長によって過密になり、相互ひいんを起こすので、除間伐を行う計画をあらかじめ立てておき、伐採した樹木を活用する仕組みを市として持つべきである。</p>	<p>樹木の植栽だけでなく、維持管理の観点を踏まえて計画を行うことは、今後の緑の保全及び緑化の推進を行っていくうえで重要な要素であると考えております。</p> <p>今後、緑化指針全体の見直しの検討を進めていく際には、いただいた御意見を参考とさせていただきます。</p>	C

5	<p>緑化指針全体の印象としては、継足しているようでフォントやデザインの統一性がない印象である。</p>	<p>今回の一部改正は、＜計画・設計編＞のうち、「Ⅵ 緑の量的水準」及び「Ⅶ 提供公園・緑地の配置等の留意事項」の内容を見直し、＜緑化協議編＞、＜公園協議編＞に再編するものとなっております。</p> <p>今後、緑化指針全体の見直しの検討を進めていく際には、緑化指針全体のデザインの統一を行ってまいります。</p>	C
6	<p>「緑化」の指針という位置づけは、計画及び設計並びに施工に重点があるという印象を与えるので、緑についての「ライフサイクル」の指針とすることが現代的である。</p>	<p>緑化指針は、市民・事業者・行政が住宅地・事業所・公共公益施設などの設置に伴う緑の保全・創出・育成にあたり必要な具体的・技術的なガイドラインという位置づけで策定及び運用を行っております。</p>	D
7	<p>新築、改築、保全、維持管理で指針を分けて欲しい。</p>		D
8	<p>川崎市の緑化指針は、全市で同じである。</p> <p>しかし緑化については、川崎市内であっても地域によって、例えば生田緑地と臨海部では、あり方も管理も違ってくるはずである。もっと地域に合わせた施策を考えることが重要である。</p>	<p>川崎市内の各地域の緑化方針については、＜総論編＞Ⅲ緑の現況と緑化方針で、川崎市の地域区分及び地域ごとの緑化方針をお示ししております。</p>	D

(3) その他の意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	緑化協議、公園協議に関しての手續、審査の省力化の為、データの提出を全事業者に要望して欲しい。また、提出フォーマットを指定することにより、各業者毎の手續を画一にして欲しい。	手續及び審査の省力化、画一化について、今後検討してまいります。	E
2	外来植物を道路などで見つけた時にどこに相談するのか窓口がない。外来植物を市民が駆除してもそれをどう処分してよいのかも分からない。駆除の窓口を決めて、外来種の最終処分まで決める必要がある。	関係部署等との情報共有を図ってまいります。	E

1. 川崎市緑化指針（以下、「緑化指針」という。）の概要

(1) 目的

住宅や事業所の周辺環境などの諸条件に応じ、地域性を反映した個性的で付加価値の高い緑を保全・創出・育成する計画及び設計並びにこれらに基づく適切な施工及び維持管理を推進するとともに、全市的な緑の水準の向上に寄与すること

(2) 位置づけ

「川崎市緑の基本計画」、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、市民・事業者・行政が住宅地・事業所・公共公益施設などの設置に伴う緑の保全・創出・育成にあたり必要な具体的・技術的なガイドライン

(3) これまでの経過

平成 8年 4月 共同住宅や事業所、公共公益施設の建設時に敷地内の緑化や公園等の整備についての技術基準として策定

平成12年12月 「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の制定に伴い改正

平成16年 1月 「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」の制定に伴い改正

(4) 構成

<総論編>…市域緑化の基本的な考え方等の緑化方針

<計画・設計編><施工編><維持管理編>…計画・設計、施工、維持管理の各段階における技術基準

4. 緑化指針一部改正の概要

(1) 全体構成の再編

<計画・設計編>のうち、「VI 緑の量的水準」及び「VII 提供公園・緑地の配置等の留意事項」の内容を見直し、<緑化協議編>、<公園協議編>へ再編します。

緑化指針の構成 新旧対照表

改正後	改正前
<総論編>	<総論編>
<計画・設計編>	<計画・設計編>
<緑化協議編>	
<公園協議編>	
<施工編>	<施工編>
<維持管理編>	<維持管理編>

(2) 主な改正内容

<緑化協議編>

- ・緑化指針以外の技術基準の内容を追記
(緑化協議の手引き掲載内容、臨海部における緑化指導基準、よくある質問等)
- ・我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)及び農地の営農環境に対する取扱基準で定める樹木等の植栽を行わない旨を明記
- ・説明用のイラストを追加・更新

<公園協議編>

- ・事前相談から公園施設の引継ぎまでに必要な手続き等を明記
- ・川崎市都市公園条例で定める都市公園移動等円滑化基準(バリアフリー基準)を追記
- ・我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)及び農地の営農環境に対する取扱基準で定める樹木等の植栽を行わない旨を明記
- ・提供緑地の設置基準の内容を追記
- ・説明用のイラストを追加・更新

2. 緑化指針一部改正に向けた背景

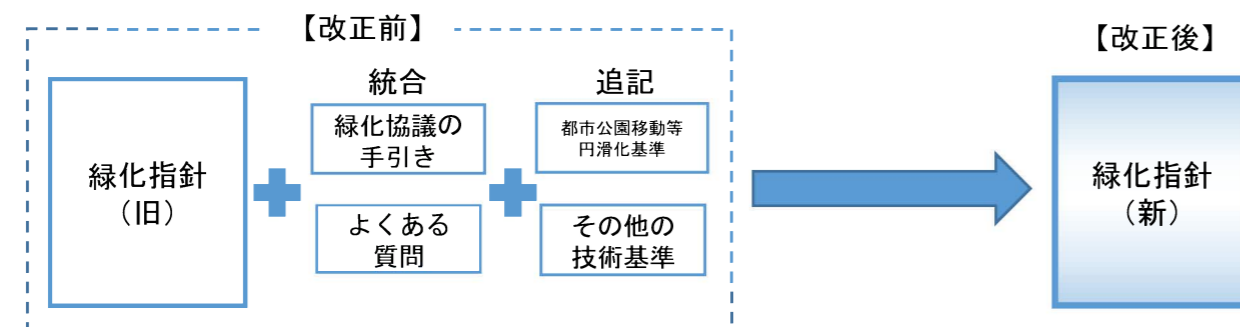
緑化指針に基づき、共同住宅の建築時等における事業者への緑化協議等を行っている一方で、都市公園移動等円滑化基準(バリアフリー基準)や、環境配慮(外来種への対応、照明のLED化等)に関する内容が記載されていないため、緑化指針への追記が必要となっています。

また、緑化指針の他に協議の手引き等があり、複数の図書を確認しなければならない状況となっていることから、手引き等の統合が必要となっています。

3. 緑化指針一部改正の主旨

(1) 技術基準の統合・追記

- ・緑化協議における基準の解説や必要な手続き等を示した「緑化協議の手引き」の内容、ホームページで公表している「緑化協議よくある質問」の内容等、緑化指針以外の手引き等を、緑化指針に統合
- ・都市公園移動等円滑化基準(バリアフリー基準)や環境配慮に関する内容を追記



(2) 必要な手続きや指導内容の明確化

- ・緑化協議及び公園協議の際に必要な手続きの明確化
- ・説明用イラストの追加・更新→指導内容の明確化

5. 今後のスケジュール

令和3年	11月26日～	パブリックコメント実施 (30日間)
	12月25日	
令和4年	2月	まちづくり委員会 (パブリックコメント結果報告)
		緑化指針 一部改正
	4月	緑化指針 施行